

撮影現場にて足場組立作業（イントレ使用）が伴う場合
事前にプロダクション制作部担当者が確認しなければならない項目（以下の留意が必要です）。

労働安全衛生法の改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が、今般、特別教育を必要とする業務に追加され、2015年7月1日から適用されることとなりました。経過措置として2015年7月1日以前から当該業務に従事されている場合は2年間の猶予期間が設けられていますが、**2017年7月1日以降は従事者は全員必ず必要**となります。

撮影部・照明部・美術部・特殊機材部 等

機材発注リスト確認

イントレの発注がありますか？

YES

どのパートからの発注か確認し、その部署の有資格者の確認をしてください。

レンタル会社からも機材発注時に取り扱いスタッフの方が「有資格者」かどうかの確認を依頼されます。

YES

仕様は3段(5m)以下ですか？

NO : 4段以上です

組立・撤去者全員「足場の組立て等特別教育修了者」でなければなりません。スタッフに修了証の有無を確認しましょう。

①「足場の組立等作業主任者」
②「足場の組立て等特別教育修了者」
の両者が必要です。スタッフに修了証の有無を確認しましょう。
特に①「作業主任者」は
組立→使用中→解体まで現場に立合う必要があるのでスケジュールも確認が必要です。

スタッフに有資格者が必要な人数いましたか？
足場の組立解体作業に従事する者は
全員「有資格者」である必要があります。

YES

NO : 必要な人数と日数、有資格者を確保できませんでした。

イントレ含み機材発注

機材レンタル会社は機材貸出時に「点検項目」「注意事項等」を表示した案内と共に貸出致します。

予定通りイントレを使用しますか？

NO

機材変更

YES

「機材 & 有資格者」含め外注手配の相談をスタッフ、レンタル会社とします。
(但し発注時期、内容により手配困難な状況もあります。)

手配できません。

手配できました。

イントレ使用の撮影可能

機材レンタル会社：機材（有資格者スタッフ確認済）

外注手配：機材及び有資格者

現場では「有資格者」の中から責任者を決め安全に作業をお願い致します。

イントレを使用しない